

復興推進計画による規制・手続に関する特例

1. 個別の規制、手続の特例

① 住宅の確保

- ・ 公営住宅等の整備に係る入居者資格要件の特例（p.12）
- ・ 公営住宅の被災者への譲渡制限期間を耐用年限の1/4から1/6に短縮（p.12）
- ・ 公営住宅の用途廃止、社会福祉法人等による使用、事業主体変更について、手続の簡素化

② 産業の活性化

- ・ 食料供給等施設（農林水産物加工・販売施設、バイオマスエネルギー製造施設等）の整備について、農地転用許可や林地開発許可に係る手続の一元化及び優良農地での整備を可能とする特例（p.13）
- ・ 工場立地法及び企業立地促進法における緑地規制の特例（p.14）
- ・ 漁業権の免許に関する特別の措置（p.15）
- ・ 応急仮設店舗・工場等の存続可能期間の延長の特例（p.16）
- ・ 他の水利使用に従属する小水力発電に関する河川法等の手続の簡素化（p.17）
- ・ 仮設店舗等についての都市公園の占用に関する制限緩和（政令事項）
- ・ 医療機器製造販売業等の許可基準の緩和（省令事項）

③ まちづくり

- ・ 建築基準法における用途制限に係る特例（p.18）
- ・ 特別用途地区における建築物整備に係る手続の簡素化（p.19）
- ・ バス路線の新設・変更等に係る手続の特例（p.20）
- ・ 鉄道ルートの変更に係る手続の特例（p.21）

復興推進計画による規制・手続に関する特例

1. 個別の規制、手続の特例(続き)

④ 医療、福祉等

- ・ 確定拠出年金に係る脱退一時金の特例 (p.22)
- ・ 医療機器製造販売業等の許可基準の緩和 (省令事項)
- ・ 被災地における医療機関・介護施設等に係る基準等の特例 (省令事項)
 - 仮設の医療機関に係る構造設備基準の特例
 - 医療機関に対する医療従事者の配置基準に係る弾力的対応
 - 介護施設等に対する医師の配置基準等に係る弾力的対応
- ・ 被災地の薬局等の構造設備基準の特例 (省令事項)

⑤ 補助金等により取得した財産を転用する承認手続の特例 (p.23)

2. 政令又は省令で規定する特例措置について、政令は施行令、省令は内閣府と規制所管省庁の共同省令でそれぞれ対応

3. 施行令又は内閣府令・主務省令で定めるところにより、政令又は主務省令で規定された規制のうち地方公共団体の事務に係るものについて、条例での特例措置を可能とする

◆ 法律規制事項についての新たな規制の特例措置を実現するスキームのイメージ (p.24)

公営住宅等に関する入居資格要件の特例期間の延長・譲渡処分要件の緩和（公営住宅法の特例）

東日本大震災により甚大な住宅被害を受けた地域において、街作りと整合のとれた災害公営住宅の建設に時間を要することや一度に大量の災害公営住宅を建設する必要があること等を踏まえ、当該被災地域の実情を踏まえた円滑な公営住宅の供給を可能とする。

1. 公営住宅の入居資格要件の特例期間の延長

現行制度

現行の災害時特例規定では、災害発生の日から3年に限り入居者資格要件を緩和（収入基準・同居親族要件の緩和）

【被災市街地復興特別措置法第21条】

特例措置①

復興推進計画に記載された、災害公営住宅の建設等が完了するまでの間（最長10年間）、入居者資格要件を緩和

【対象者】 ①東日本大震災により滅失した住宅に居住していた者
②都市計画事業等の事業の実施に伴い移転が必要になった者

2. 公営住宅入居者等への譲渡処分要件の緩和

現行制度

○耐用年限の 1 / 4 を経過後、特別な事由があるときは入居者等に譲渡することができる

（木造：7.5年、準耐火：11.25年、耐火：17.5年）

【公営住宅法第44条第1項】

○譲渡対価は、公営住宅・共同施設の整備、修繕又は改良へ充てなければならない

【公営住宅法第44条第2項】

特例措置②

○**耐用年限の 1 / 6 に期間を短縮**

（木造：5年、準耐火：7.5年、耐火：11.7年）

特例措置③

○**地域住宅計画に基づく事業に充てることも可能とする**

* 譲渡の価格については、時価とするよう通知予定。

食料供給基地の実現に資する食料供給等施設整備に係る特例（農地法及び森林法の特例）

復興特別区域内の津波被災地域において、施設用地が限られた被災地の特殊事情に鑑み、他に代替する土地がないこと等に配慮しつつ、優良農地であっても転用を許可することとする。また、農地転用、森林の開発許可手続をワンストップで処理する。

現状と課題

- 現行の農地制度では、農林水産業の復興に必要な施設であっても、集団農地等の優良農地の転用は原則不可となっている。
- 被災地においては、農林水産関連施設に壊滅的な被害が発生し、津波リスクの少ない内陸部の優良農地等への移転を求めるニーズが存在する。



市町村による復興推進計画の作成等

津波被害を受けた市町村が復興推進計画に食料供給等施設※整備事業を記載。

※ 農林水産物加工・販売施設、バイオマスエネルギー関連施設等

復興推進計画について内閣総理大臣の認定

- 認定後、食料供給等施設整備計画(実施主体、施設の種類・規模、所在、面積等)を策定。
- 整備計画について知事の同意

特例の内容

- 施設用地が限られた被災地の特殊事情に鑑み、他に代替する土地がないことや、周辺の土地の農業上の利用に配慮しつつ、優良農地であっても転用を許可。
- 農地転用、森林の開発許可手続をワンストップ化。

工場立地に係る緑地等規制の緩和（工場立地法及び企業立地促進法の特例）

地方公共団体が、復興特別区域の復興産業集積区域内で行う「復興産業集積事業(※)」を盛り込んだ「復興推進計画」を策定し、内閣総理大臣に申請し認定を受けた場合、「緑地及び環境施設の敷地面積に占める割合」を、工場立地法及び企業立地促進法で定めた準則に代えて、市町村の条例により自由に定めることができる。

(※)復興産業集積事業：雇用確保等が喫緊の課題である「復興産業集積区域」において、製造業等が工場等の新增設を行うことを促進する事業。

概要

特定地方公共団体

復興産業集積区域内で行う復興産業集積事業を定めた復興推進計画を策定

申請

内閣総理大臣

認定

現行の準則に代えて、「緑地及び環境施設の敷地面積に占める割合」を、地域の実情を踏まえ、**市町村の条例**で自由に定めることが可能。

企業への勧告等、都道府県の権限に属する事務も、当該市町村に移譲。

★「市町村の条例」が、下記準則よりも優先★

現行の準則（緑地及び環境施設の敷地面積に占める割合）

<工場立地法で定める準則>

- ・環境施設(含む緑地)… 25%以上
- ・上記25%のうち緑地… 20%以上

<工場立地法上で定めることが可能な地域準則>

- ・環境施設(含む緑地)… 10%～35%
- ・緑地 … 5%～30%

<企業立地促進法上で定めることが可能な市町村準則>

- ・環境施設(含む緑地)… 1%～25%
- ・緑地 … 1%～20%



東日本大震災により甚大な被害を受けた被災地の迅速かつ円滑な復興の推進を図るため、地元漁業者が主体となりつつも外部の企業とともに復興を進めることができるよう、被災地のうち、地元漁業者のみでは養殖業の再開が困難な区域(浜)について、「地元漁業者主体の法人」に対して県知事が直接免許を付与することを可能とする。

現行制度

特定区画漁業権

(いかだや生け簀等を使った養殖を行う権利)
 下記の優先順位に基づき知事が免許を付与。



第1
順位

・地元漁協(自ら漁業は行わず漁業権の管理を行う漁協)
 ※ 漁業者(組合員)は漁協から漁業を営む権利(行使権)を取得。

第2
順位

・地元漁民の7割以上を含む法人

第3
順位

・地元漁民7人以上で構成される法人

第4
順位

・第2順位、第3順位以外の漁業者及び漁業従事者(法人含む。)

第5
順位

・新規参入企業等

復興に当たっての課題

○地元漁協の下で、地元漁業者による復興を支援するのが基本。しかし、深刻な被害により、地元漁業者のみでは資金や担い手等の確保が困難なことから、地元漁業者が主体となりつつも外部の企業とともに復興を進めることを考えなければならない地域も存在。

○このような地域であっても、現行制度の下では、地元漁協が手を挙げれば地元漁民が主体の法人には免許されない仕組み。

○地元漁協の下で外部の企業等と連携し支援を得ようとしても、地域における調整に時間を要し、復興の可能性を失うおそれ。

第1順位から第3順位について特例措置

特例措置の内容

適用区域

被災地のうち、地元漁業者のみでは養殖業の再開が困難な区域(浜)

手続

県による「復興推進計画」の作成

漁業法の特例を適用する具体的な対象地域(浜)及びその必要性、養殖業の再開が困難な実情等を記載。

(※)必要な場合には、「復興推進計画に密接な関係を有する者」を構成員とする「地域協議会」の場で協議・調整。

「復興推進計画」に係る内閣総理大臣の認定

(関係行政機関の長(農林水産大臣)の同意が必要)。

計画の趣旨、具体的な必要性、地域(浜)の設定範囲の妥当性等を確認。

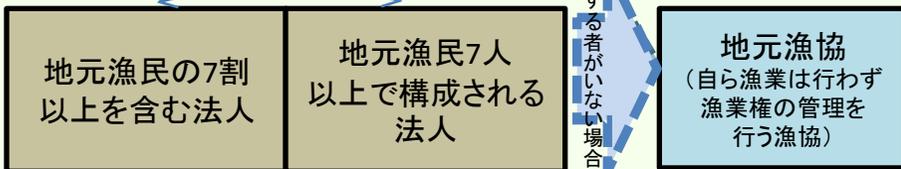
知事による免許審査

現行の優先順位の規定に代わる基準に基づき、第2順位又は第3順位の法人を客観的に審査。

(特例法定基準)

- ① すぐに事業を開始できる具体的な計画がある
- ② 事業を適確に行うに足る「経理的基礎」及び「技術的能力」がある
- ③ 十分な社会的信用がある
- ④ 地元漁民の生業の維持、地元雇用の創出等の効果がある
- ⑤ 他の漁業との協調その他水面の総合的利用に支障を及ぼすおそれがない

基準に合致する者がいる場合



(※)特区は、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進のために措置されるものであり、5年以内に法の目的の達成度合い等を検証し、見直しが行われることとなっている。

応急仮設建築物の存続期間の延長に係る特例措置（建築基準法の特例）

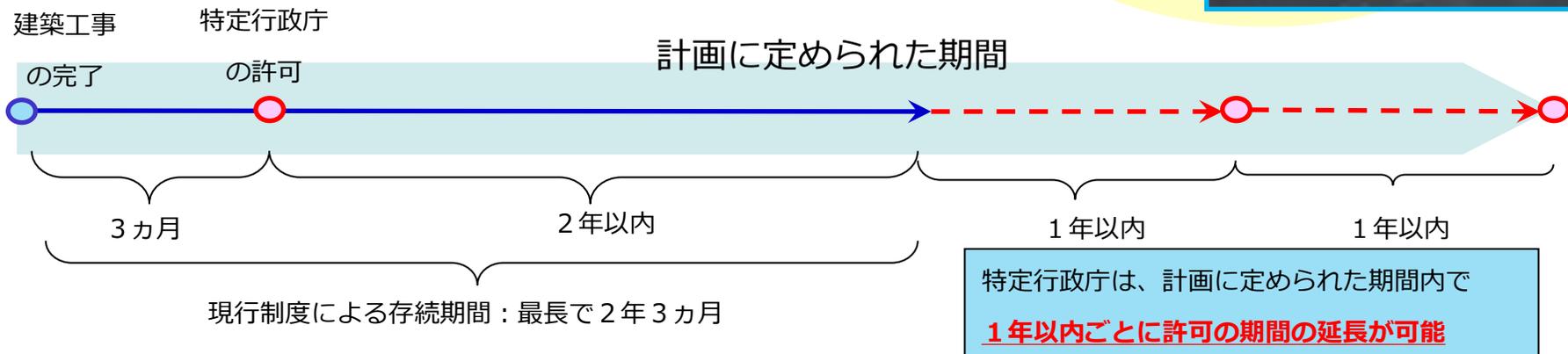
東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、応急仮設建築物として建設された店舗・工場、社会福祉施設、校舎等の存続期間の延長を可能とすることで、地域の社会基盤の復興に活用させる。

現行制度

災害があった場合において建築される公益上必要な用途に供する応急仮設建築物の存続期間は、最長で2年3か月（建築基準法第85条第3項及び第4項）

特例措置

復興推進計画に所在地・用途・活用期間が定められた応急仮設建築物について、特定行政庁*が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めた場合には、計画の活用期間内において、存続期間の延長を可能とする。



※ 特定行政庁：原則として、建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長、それ以外の市町村の区域については道県知事

従属発電の水利権許可手続の簡素化・迅速化（河川法及び電気事業法の特例等）

特例の目的

東日本大震災による被災地域の地方公共団体の事務負担の軽減を図り、被災地域における小水力発電（従属発電）の導入の促進を図る観点から、小水力発電に係る水利使用の許可手続の簡素化等に関する特例措置を講ずる。



1. 河川法及び電気事業法の手続の簡素化

現行制度

- 河川法
 - ①国土交通大臣の認可又は協議・同意
 - ②関係行政機関の長との協議
 - ③関係都道府県知事等への意見聴取
 - ④関係河川使用者への通知
- 電気事業法
 - ⑤経済産業大臣への報告及び意見聴取



復興推進計画に記載された小水力発電（従属発電）について、以下の特例措置を講ずる（※）

特例措置①

国土交通大臣の認可等を不要化

2. 標準処理期間の短縮化

現行制度

- 水利使用許可に係る標準処理期間
 - ①国土交通大臣が行うもの：10か月
 - ②地方整備局等が行うもの：5か月



特例措置②

相当程度短い期間に短縮

（※）河川管理者や都道府県知事、下流の利水者等が参画する地域協議会において、復興推進計画が協議された場合

用途規制の緩和に係る特例措置（建築基準法の特例）

東日本大震災によって壊滅的被害を受けた地域において、復興産業集積区域等における建築物の柔軟かつ迅速な整備を可能とする用途制限の緩和を実現する。

現行制度

<特定行政庁が許可できる場合>

- ◆ 各用途地域の指定の目的に反する恐れがないと認めた場合等
- ◆ 公益上やむを得ないと認めた場合
(建築基準法第48条)



特例措置

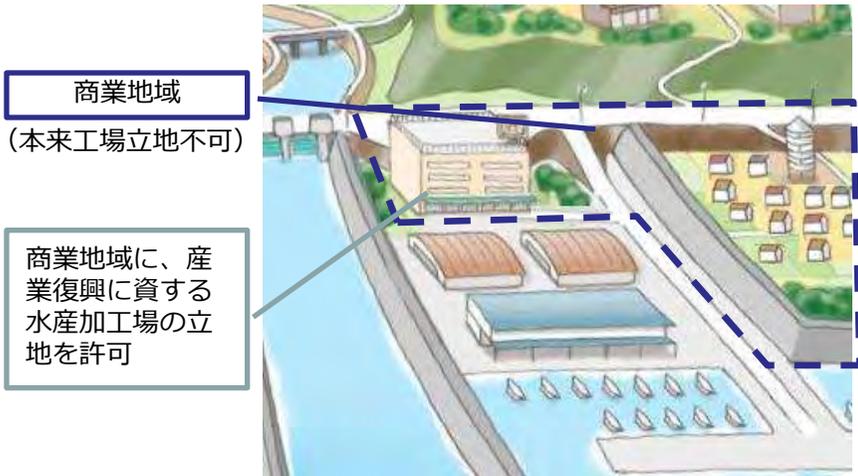
<特定行政庁が許可できる場合>

- ◆ 各用途地域の指定の目的に反する恐れがないと認めた場合等
- ◆ 公益上やむを得ないと認めた場合
- ◆ **復興推進計画に定められた基本方針に適合すると認めた場合**

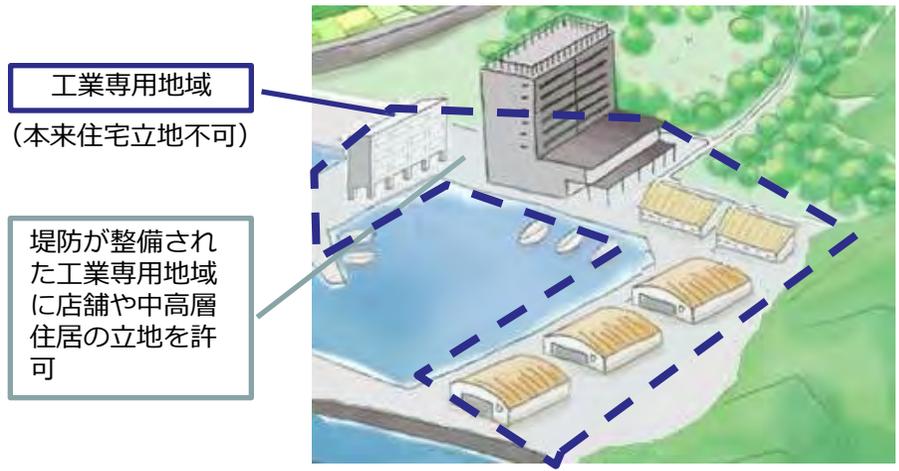
許可の基準の明確化により、
一体的かつ迅速な緩和が可能に

想定される事例

被災した商業地域において、水産物の飲食・物販所とともに水産加工場等の立地を許可し、水産加工物の製造直販をする水産物関係の産業集積を図る。



工業専用地域において、被害を受けた自動車の修理や部品製造工場に併せて、販売店舗や中高層住宅の建築を許可し、工場の従業員の住居確保と、津波からの避難に資する中高層建築物の立地を図ることにより、自動車関連産業の集積を図る。



特別用途地区における建築物整備に係る手続の簡素化（建築基準法の特例）

東日本大震災によって壊滅的被害を受けた地域において、復興産業集積区域等における建築物の柔軟かつ迅速な整備を可能とする用途制限の緩和を実現する。

現行制度

特別用途地区の指定
(都市計画決定)

特別用途地区における緩和の内容
を定めた条例の国土交通大臣承認

特別用途地区内の建築規制を目的
とした条例の制定
(建築基準法第48条第1項～
第12項の制限を緩和するもの)

特例措置

特別用途地区の指定
(都市計画決定)

特別用途地区における緩和
の内容を定めた条例の
国土交通大臣承認



建築基準法第48条第1項～
第12項の制限の緩和を定めた
復興推進計画について
国土交通大臣が同意

特別用途地区内の建築規制
を目的とした条例の制定

特別用途地区の指定のイメージ

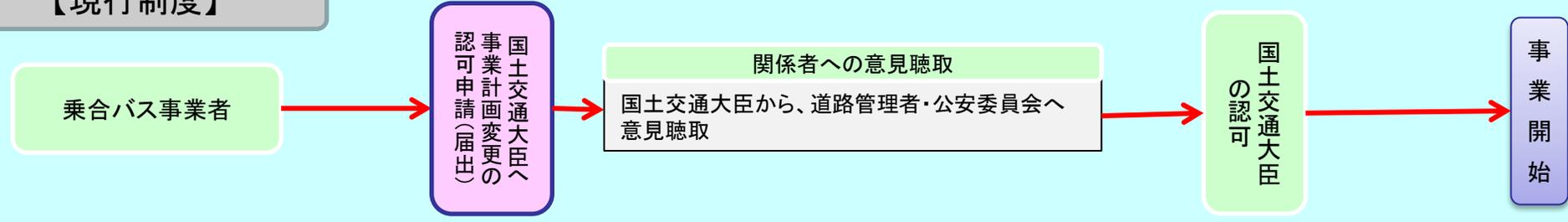
地場産業である水産業の育成のため、住居系地域において水産関連工場の立地を可能とする特別用途地区を指定



バス路線の新設・変更等に係る手続の特例（道路運送法の特例）

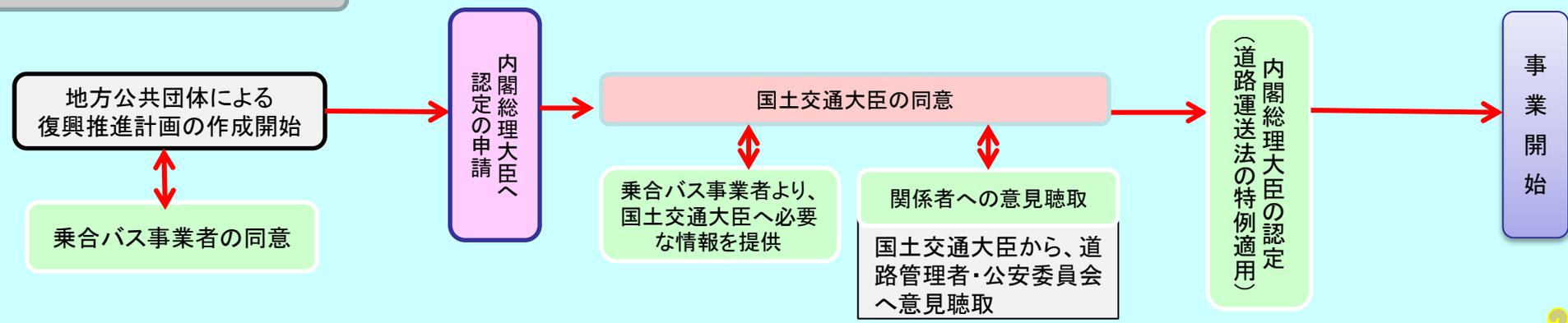
○ 地方公共団体が作成する復興推進計画において、他のまちづくり関連施策と合わせて一般バスの路線の新設・変更等について規定された場合には、道路運送法上の認可（届出）の手続を不要とし、手続の簡素化を図ることとする。

【現行制度】



○ 乗合バス事業者は、路線の新設・変更等に係る事業計画の変更を行う場合には、国土交通大臣へ事業計画の認可申請（届出）を行うことが必要

【特例内容】

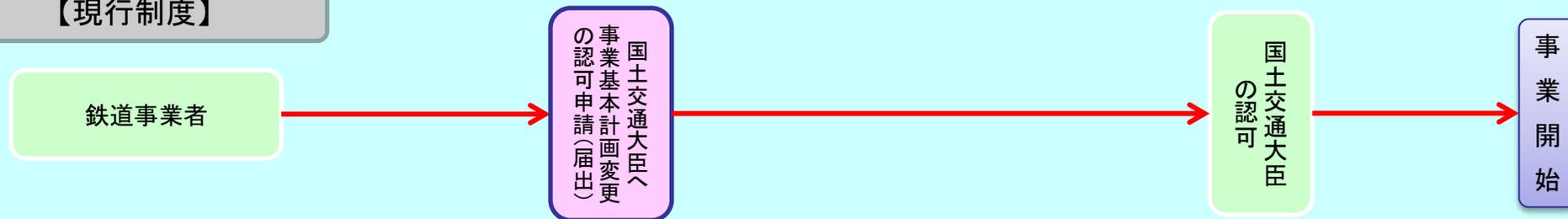


○ 一般乗合旅客自動車運送事業（路線バス）に係る路線の新設・変更等を定めた復興推進計画について、乗合バス事業者の同意を得た上で認定の申請を行い、国土交通大臣の同意の後、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、路線の新設・変更等に係る道路運送法第15条の認可又は届出の特例が行われたものとみなすこととする。

法律で規定している規制の特例措置等 ～まちづくり～ 鉄道ルートの変更に係る手続の特例（鉄道事業法の特例）

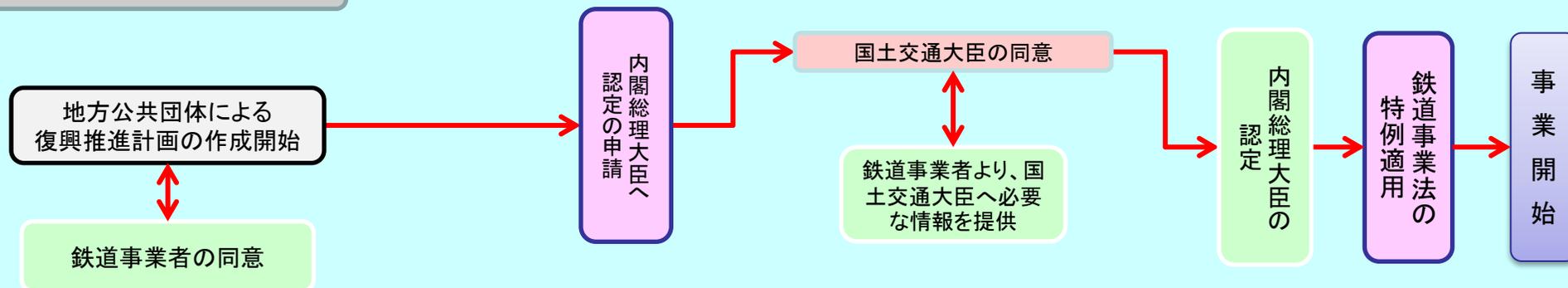
- 地方公共団体が作成する復興推進計画において、他のまちづくり関連施策と合わせて鉄道ルートの変更等について規定された場合には、鉄道事業法上の認可（届出）の手続を不要とし、他の復興事業と一体的に鉄道ルートの変更を円滑かつ確実に実施することとする。

【現行制度】



- 鉄道事業者は、事業基本計画の記載事項である駅の位置・名称の変更を行う場合には、鉄道事業法第7条の規定により、国土交通大臣へ事業基本計画変更の認可申請（届出）を行うことが必要。

【特例内容】

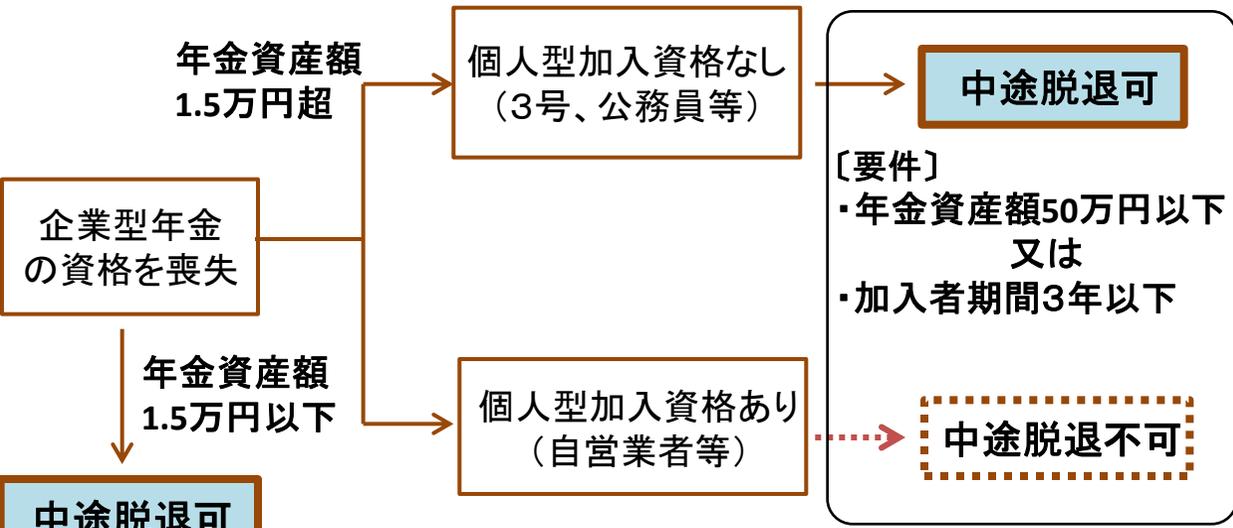


- 鉄道ルートの変更に関する事業が定められた復興推進計画について、当該事業の内容として記載された変更後の駅の位置及び名称に関し鉄道事業者の同意を得た上で認定の申請を行い、国土交通大臣の同意の後、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、鉄道事業法第7条の認可を受け、又は届出をしたものとみなすこととする。

復興推進計画による規制・手続の特例措置 ～医療、福祉等～
 確定拠出年金に係る中途脱退要件の緩和（確定拠出年金法の特例）

現行の確定拠出年金制度は、60歳到達前の中途での脱退は原則として認められていないが、復興特別区域制度の枠組みの中で一定の要件を満たした者については、確定拠出年金制度からの中途脱退を可能とする。

【現行】年金資産額が少額な場合等のみ中途脱退が可能



特例の内容

◎震災により住居又は家財が損害を受け、退職等した加入者であった者について、一定の要件を満たす場合に脱退一時金の支給を認める。

[要件]

<企業型>

- ①震災発生から2年以内に震災により退職し、請求時点で第2号被保険者でないこと
- ②請求日まで6月以上個人型の掛金拠出なし
- ③年金資産額が100万円以下 等

<個人型>

- ①震災発生から2年以内に運用指図者となり、請求時点で第2号被保険者でないこと
- ②請求日まで6月以上個人型の掛金拠出なし
- ③年金資産額が100万円以下 等

☆今後の手続

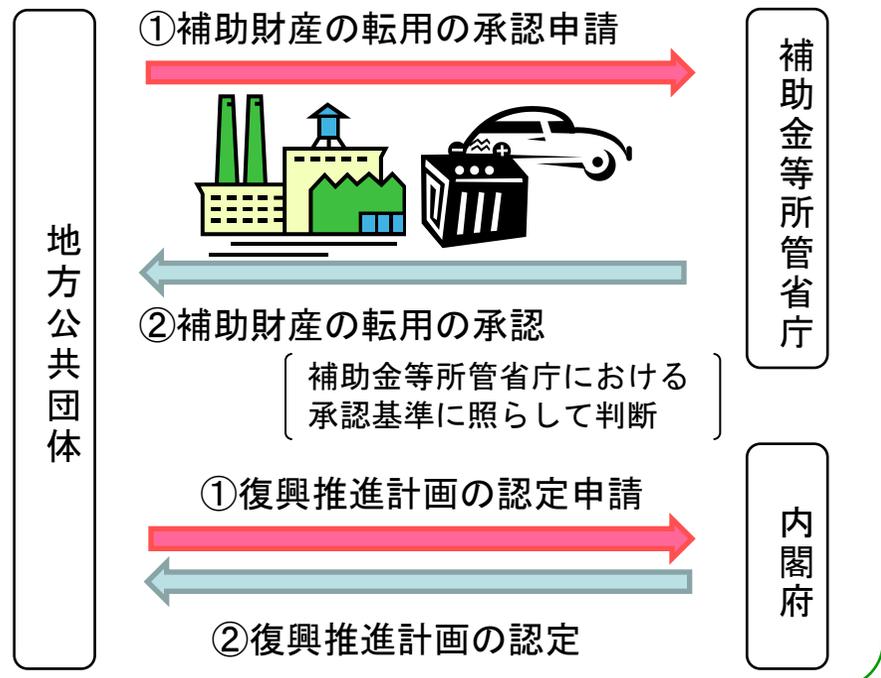
・被災自治体が、脱退一時金を活用した地域の振興に係る事業(例:商店街の復興や災害に強い街づくり等)を盛り込んだ復興推進計画を内閣総理大臣に申請し、認定を受ければ、その日以後、平成27年度末までの間、特例措置が適用される。

補助金等により取得した財産を転用する承認手続の特例（補助金等適正化法の特例）

補助金等により取得した財産を補助金等の交付目的以外に使用等すること（補助財産の転用）について、復興推進計画の認定を受けた場合には、その認定を受けたことをもって、補助金等適正化法第22条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。

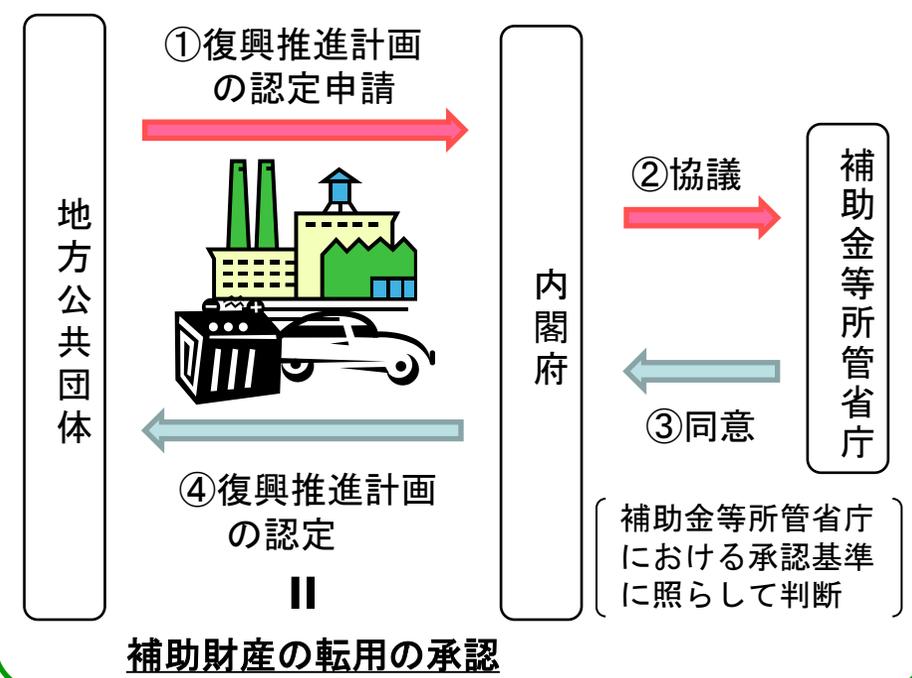
補助金等適正化法の特例が無い場合

- 復興推進計画に位置付けられた事業の実施に併せて補助財産の転用をする場合
- 補助財産の転用の承認と復興推進計画の認定がそれぞれ必要であるため手続が重複。



補助金等適正化法の特例による手続

- 補助金等所管省庁の同意の上で補助財産の転用が位置付けられた計画の認定を受けた場合
- 復興推進計画の認定を補助財産の転用の承認とみなすことにより手続の重複を排除。



法律規制事項についての新たな規制の特例措置を実現するスキームのイメージ

